

防府市全国健康福祉祭（ねんりんピック）出場報奨金支給要綱

平成12年4月1日制定

（趣旨）

第1条 この要綱は、高齢者が積極的に健康づくりや社会参加に取り組んでいくことを目的として開催される全国健康福祉祭（ねんりんピック）に出場する市民に対し、参加費用の一部として支給する報奨金（以下「報奨金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 対象者は、市内に住所を有し、山口県代表として全国健康福祉祭（ねんりんピック）に出場する者及び団体（以下「大会出場者」という。）とする。

（報奨金の額）

第3条 報奨金の額は、一人当たり3,000円とし、団体（10名以上）で出場する場合は30,000円を限度とする。

（支給申請）

第4条 この報奨金の支給を受けようとする大会出場者は、全国健康福祉祭（ねんりんピック）出場報奨金支給申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を、市長に提出するものとする。

（支給決定）

第5条 市長は、申請書の内容を審査し、報奨金を支給することが適当であると認めるときは、報奨金の支給を決定し、全国健康福祉祭（ねんりんピック）出場報奨金支給決定通知書（第2号様式。以下「支給決定通知書」という。）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（支給決定の取消し）

第6条 市長は、大会が中止になったとき若しくは報奨金の支給決定通知を受けた大会出場者が大会に出場しなかったとき又は虚偽の申請、その他不正な手段によって報奨金の支給を受けたときは、全国健康福祉祭（ねんりんピック）出場報奨金支給取消し（減額）通知書（第3号様式）により、報奨金支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により報奨金の支給決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に報奨金が支給されているときは、期限

を定めてその額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

全国健康福祉祭（ねんりんピック）出場報奨金支給申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 住 所
種 目
氏名（代表者）

第 回全国健康福祉祭 大会に出場しますので、防府市全国健康福祉祭（ねんりんピック）出場報奨金支給要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり報奨金の支給を申請します。

記

報奨金支給申請額	円
	（ 人分）

※ 振込先を下記の枠内に記入してください。

取扱金融 機関名	銀行・信用金庫・農協・漁協						
	支店・支所・出張所						
口座番号							
預金種別	1. 普通			2. 当座			
口座名義 カタカナで記 入願います							

第2号様式

全国健康福祉祭（ねんりんピック）出場報奨金支給決定通知書

第 号
年 月 日

（種 目）

氏名（代表者） 様

防府市長

年 月 日付けで申請のありました全国健康福祉祭（ねんりんピック）出場報奨金について、下記のとおり支給することに決定しましたので、防府市全国健康福祉祭（ねんりんピック）出場報奨金支給要綱第5条の規定により通知します。

記

報奨金支給決定額	円
----------	---

第3号様式

全国健康福祉祭（ねんりんピック）出場報奨金支給取消し（減額）通知書

第 号
年 月 日

（種 目）

氏名（代表者） 様

防府市長

年 月 日付け 第 号で支給決定しました全国健康福祉祭
（ねんりんピック）出場報奨金について の理由
により支給決定を取り消す（減額する）ことに決定しましたので、防府市全国健康福
祉祭（ねんりんピック）出場報奨金支給要綱第6条の規定により通知します。

記

報奨金取消し(返還)額	円
-------------	---